

# 第4編 推進に向けて

## 第1章 計画の推進体制

### 第1節 実施体制

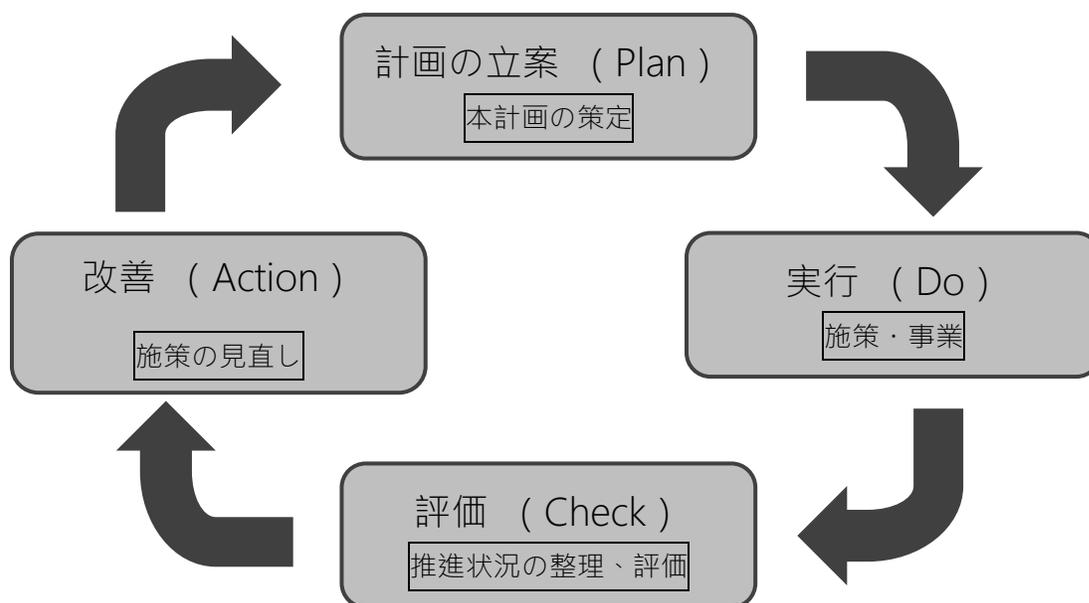
本計画の推進にあたっては、健康福祉課社会福祉係が中心となり、関係各課と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

障がい者施策は広範な分野にわたるため、障がい者の代表や関係団体・機関、サービス提供者等と連携・調整をし、本計画の全体的な実施状況の点検と課題整理を行い、計画の円滑な推進を図ります。

さらに、広域的な調整が必要な施策については、夷隅地区自立支援協議会に課題提起し、幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

### 第2節 推進体制

PDCAサイクルのプロセスにのっとり、基本指針・障がい福祉計画に関する検証を行います。また、夷隅地区自立支援協議会とも連携を図り、計画の着実な推進に努めます。



## 第2章 専門従事者の育成と連携強化

---

県や近隣市町村、関係機関等と連携しながら、障がい者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉にかかわる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催等を通じて、障がい者にかかわる専門従事者間の連携の強化を図ります。

## 第3章 行政職員の資質向上

---

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、意識啓発等を通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

また、情報の共有化や取り組みの連携体制の向上を図り、事業の効率的・効果的な実施を図るため、担当者レベルでの会議を適宜開催していきます。

## 第4章 財源の確保

---

障がい福祉サービスをはじめとする公的福祉サービスの充実や、地域での支え合いのネットワークの強化を図るために、町財政において、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。

